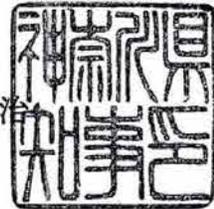


用第45号
平成26年7月22日

比留間 哲生 様
永田 親義 様
松本 昌司 様
鈴木 伸之 様
大橋 宏 様
高村 信夫 様
青木 達喜 様
中里 修 様
菅原 政道 様
藤井 誠 様

神奈川県知事 黒岩 祐治



あっせん拒否通知書

平成26年6月24日付けで申請のあった一般国道468号線（首都圏中央連絡自動車道）（高速横浜環状線）（金沢区釜利谷町一戸塚区汲沢町）の新設工事並びにそれに伴う一般国道及び市道付替え工事に関する土地収用法第15条の2の規定によるあっせんについては、別紙の理由により、当該紛争があっせんを行うに適しないと認められますので、同法施行令第1条の3の規定により通知します。

なお、平成26年6月30日付けの申入書に対する見解は、上記のとおりです。

問い合わせ先

県土整備局事業管理部

用地課企画指導グループ 杉田、千葉

電話 (045)210-6145(直通)

あっせんに付さない理由

土地収用法に定めるあっせん制度は、土地等の取得に関する紛争の処理にあたり、見識のある中立的な第三者が双方の間に入り、双方の意見を聞きながら解決方法を見いだすものです。

土地収用法第 15 条の 2 第 2 項では、県知事は、（あっせん）「申請があつた場合においては、当該紛争があっせんを行うに適しないと認められるときを除き、あっせん委員のあっせんに付する」とされています。

当該紛争があっせんを行うに適しないと認められる場合は、あっせんが成立する見込みがないときをいい、その具体例として、(1)補償額等両当事者の主張に著しいひらきがある場合、(2)被収用者が事業自体に反対している場合、(3)事業認定がすぐに行われることが明らかな場合、が挙げられています。

(行政実例(昭和 42 年 9 月 21 日付け建設省岩計総発第 9 号計画局総務課長回答))

本件は、申請の趣旨から上記(2)に該当することが認められます。

よって、「当該紛争があっせんを行うに適しないと認められるとき」に該当すると判断したものです。



横浜市栄区庄戸 3-25-7

比留間 哲生 様



県土整備局事業管理部用地課 企画指導グループ

横浜市中区日本大通1 郵便番号231-8588

電話(045)210-1111(代表)

<http://www.pref.kanagawa.jp/>

特定記録

